利用運送契約書

　第一種貨物利用運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と貨物自動車運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間における運送及び利用運送業務について、次のとおり契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　荷主の要求による運送業務について、甲は利用運送にあたり、乙は運送に従事するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状と貨物を照合して行う。発送貨物は、甲が乙に引渡したときから乙の責任とする。到着貨物は、自動車より取卸し、乙が甲に引き渡したるより甲の責任とする。

乙は運行休止または欠行する場合は、甲に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　貨物事故の責任は、その荷主に対して甲が負い、甲は甲並びに乙両者の責任分野によって、乙に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失がある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　貨物の事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第５条（運送保険）

　車両及び積荷保険の費用は、乙の負担とする。

なお、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受付けた甲又は乙にて取扱うものとする。

第６条（運送順位）

　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　甲が乙に対して支払う運賃及び料金は、乙が主務官庁に届け出た運賃及び料金によるものとする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第９条（他者との同種契約）

　乙は、甲の営業区域と認められる地区に、甲と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、甲との協議を要する。

第１０条（契約期間）

　本契約は、令和　　年　　月　　日から　　年間効力を有する。

　ただし、契約期間が満了する　月前までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　本契約の条項中、契約の継続を不適当と認めたるときは、甲乙協議のうえ、これを解除又は更改することができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各１部を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　乙